

佐賀県一般海域土石採取許可基準

(目的)

第1 この基準は、一般海域における土石の採取に伴う土地の掘削等が一般海域の保全、利用その他の管理に支障を与えないように許可の基準を定め、もって一般海域管理の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この基準において「土石」とは、土石又は砂をいう。

2 この基準において「土地の掘削等」とは、一般海域内の海底の土地において行う土地の掘削、切土その他の土地の形状を変更する行為で土石の採取に伴うものをいう。

3 この基準において「採取の許可」とは、土石の採取に係る国有財産法第18条第6項の許可をいう。

(許可の基本方針)

第3 採取の許可は、当該一般海域の用途又は目的を妨げない限度において行うものとする。

(許可をしない場所)

第4 採取の許可は、当該土地の掘削等の場所が、次の各号の一に該当する場合にはしない。

一 当該土地の掘削等により海岸保全施設又は許可工作物の維持管理に支障を与えるおそれのある区域内であること。

二 前号に掲げるもののほか、当該土地の掘削等により一般海域等の管理上支障を与えるおそれのある区域内であること。

(土地の掘削等の方法等)

第5 採取の許可をする場合における当該土地の掘削等の方法等は、原則として次の各号に適合するものでなければならない。

一 許可期間を1年に換算した場合の土地の掘削等の深さは3mまでを基本とし、掘削により周囲半径20mとの水深の差が10mを超える場所が生じないようにするものであること。

二 前号に掲げるもののほか、当該土地の掘削等により一般海域等の管理上支障を生じないものであること。

(採取の許可の条件)

第6 採取の許可をする場合においては、少なくとも次の各号に掲げる事項を内容とする条件を付して行う。

一 土地の掘削等に使用する採取船は、佐賀県海砂利採取計画認可要綱第2条の1の規定により登録された船舶であること。

二 土地の掘削等の期間中、採取船には、一般海域土石採取許可書の写しを備え付けること。

三 土地の掘削等に伴う危険を防止するために必要な措置を講じること。

(採取の許可の相手方等)

第7 採取の許可は、次の各号の一に該当する者にはしない。

一 土石の採取に関する事業を施行するために必要な能力及び信用を有しない者。

二 採取の許可の申請前一年以内に土石の採取に関し不正又は著しく不当な行為をした者。

三 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者。

また、次のイ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(採取の許可の期間)

第8 採取の許可の期間は、一年以内とし、当該一般海域の状況、採取量、採取方法等を考慮して適正なものとする。

附 則

この許可基準は、平成13年7月30日以降の申請について適用する。

附 則

この許可基準は、平成20年12月1日以降の申請について適用する。

附 則

この許可基準は、平成24年3月30日以降の申請について適用する。

附 則

この許可基準は、平成26年12月4日以降の申請について適用する。